

スポーツ振興補助金交付要綱

平成 30 年 5 月 25 日 要綱第 5 号

(設置の趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民のスポーツ活動の普及・振興に資するため、「一般財団法人佐渡市スポーツ協会スポーツ振興補助金（以下「補助金」という。）」を設置し、その運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の財源)

第 2 条 この補助金は、一般財団法人佐渡市スポーツ協会（以下「協会」という。）特別会計及び各種スポーツイベント実行委員会の余剰金、並びに趣旨に賛同する団体又は個人からの寄付金等を財源とする。

(補助金の管理)

第 3 条 特別会計に属する現金は、金融機関への預金、その他確実かつ有利な方法により管理運用されなければならない。

2 補助金の交付については、協会業務執行理事及び協会担当職員が申請に基づき審査と決定を行う。

(補助金の交付の範囲)

第 4 条 補助金の交付は 100 万円を限度とし、事業費の 2 分の 1 を上限に充てることができるものとする。

2 補助金の交付は、次に掲げる事業を実施する場合と、スポーツ振興の目的に合致すると判断される事業の経費に充てるものとする。

- (1) 市民スポーツ愛好者の競技力を高めたり、市民のスポーツ人口の裾野を広げたりすることを目的とした事業
- (2) スポーツ競技力を高める指導者及び生涯スポーツの振興に資するスポーツ指導者の育成を図ることを目的とした事業
- (3) その他、市民のスポーツ活動活性化に必要と会長が認めた事業

3 補助の率等は、別表のとおりとする。ただし、会長が必要と認めた事業については、補助率を変更できるものとする。

(補助金交付の対象者)

第 5 条 補助金交付の対象者は、佐渡市内のスポーツ団体とし、佐渡市及び他の団体等から補助を受けていない事業とする。

(補助対象経費等)

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費は、事業にかかわる謝金、旅費、消耗品費、その他事業の実施に必要と認められる経費とする。

2 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、補助の対象となる事業ごとに 1 年度当たり 1 回とする。

3 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする対象者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付事業計画書(様式第2号)

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第8条 補助金交付(不交付)の決定は、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)で通知する。

(実績報告書)

第9条 補助金交付の決定を受けた対象者は、補助事業が完了してから15日以内に事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 補助金事業実績報告書(様式第4号)

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める書類

2 補助金は、事業実績報告書に基づいて確定し、補助金確定通知書(様式第5号)で通知する。

3 補助金確定通知書を受けた対象者は、速やかに補助金交付請求書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

4 協会は、交付請求を受けてから30日以内に補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

項 目	補助率	上限額
市民スポーツ愛好者の競技力を高めたり、市民のスポーツ人口の裾野を広げたりすることを目的とした事業 例：佐渡市民スポーツフェスティバル	2分の1	100万円
スポーツ競技力を高める指導者及び生涯スポーツの振興に資するスポーツ指導者の育成を図ることを目的とした事業 例：指導者講習会、競技普及講習会、競技育成講習会	2分の1	50万円
その他、市民のスポーツ活動活性化に必要と会長が認めた事業 例：著名な人を招いた講演会(内容によって)	3分の1	50万円